

～ハラスメントを受けたと感じたら～

ハラスメントとは

「嫌がらせ」と訳されます。相手方の意に反する（望まない・歓迎しない）言動に基づくことで、行為者が意識していなくても**相手方が不快に感じれば**ハラスメントになります。

セクシャル・ハラスメント

※相手の意に反する性的言動によって、不快な思いをさせたり相手に不利益を与えたりすること。

- 具体例**
- 不快に感じる卑猥な冗談をかわす。
 - 身体を執拗に眺めまわす。
 - 相手の意に反して髪や肩に触れる。
 - お茶くみは女の仕事だと言う。
 - 就職斡旋や研究指導などを条件に性的な関係を強要する。



モラル・ハラスメント

※人格や尊厳を傷つける精神的ないじめ・嫌がらせを行うこと。

- 具体例**
- 「無視をする」「見下すくさくさをする」「否定する」などの行為が静かに、じわじわと、陰湿に行われる。

アルコール・ハラスメント

※飲酒にまつわる人権侵害。

- 具体例**
- 飲酒の強要、一気飲みの強要などをする。
 - 意図的な酔いつぶし。
 - 酔った上での迷惑行為。
 - ※詳しくは P19 を参照してください。

アカデミック・ハラスメント

※教育研究の場における権力を利用した嫌がらせ。

- 具体例**
- 就職活動において不利な扱いをする。
 - 不当に低い評価をつける。
 - 学生のプライバシーを暴露する。
 - 指導の拒否や侮辱的な言動をする。



デートDV

※相手を自分の思いどおりにしようとする暴力で支配することにより起こること。

- 具体例**
- なぐる、けるなどの体への暴力の他、性的・精神的・経済的暴力。
 - 強い束縛。
 - 無断で携帯電話をチェックなど。



パワー・ハラスメント

※職場において、上司としての権限を超えて不適切な言動や指導を行うこと。

- 具体例**
- 「無能」とか「仕事ができない奴」など人格を否定し、相手を追い詰める。

ハラスメントをうけたと感じたら

嫌なことは相手に対して明確に意思表示し、一人で我慢したり自分を責めたりせずに、まずは各大学等の相談窓口や信頼できる人に相談しましょう。

加害者にならないために

人によって不愉快の度合いは異なります。したがって相手が拒否し嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返してはなりません。

相談窓口の紹介 秘密を守ります！相談は無料です！！

- ◆各大学等の相談窓口
- ◆群馬県女性相談センター TEL 027-261-4466
月～金 / 9:00～19:30、土曜日 / 10:00～17:00
日曜日 / 13:00～17:00、休館日 / 祝日・年末年始
- ◆女性の人権ホットライン(前橋地方労務局)
スマートフォンから TEL 0570-070-810 (全国共通)
月～金 / 8:30～17:15
- ◆群馬県警察本部 TEL 027-243-0110(代表)
警察安全相談室 TEL 027-224-8080 短縮「#9110」
女性相談者専用電話 TEL 027-224-4356
月～金 / 8:30～17:15
※緊急時は110番または最寄りの警察署へ

交通事故をおこしたら(加害者の場合)

- ①被害者の応急手当、救急車(119番)の手配する。
- ②警察(110番)へ連絡する。
- ③自分が入っている保険会社へ連絡する。

交通事故にあったら(被害者の場合)

- ①すぐに警察(110番)に連絡する。
 - ②加害者の住所・氏名・保険会社を確認する。
 - ③軽いけがでも、医師の診断を受ける。
- 最初は軽い症状でも、後に重症になることがよくあります。

警察で事故証明書を出してもらう時や保険会社に連絡する時の事故記録として、次のことを確認しましょう。

- ①いつ(何年、何月、何日、何時、何分)
- ②どこで(事故の場所)
- ③誰と(相手の住所・氏名・電話番号・被害者の場合は相手の免許証番号をメモする)
- ④どのような状況で事故がおきたのか



～交通事故にあったら～

群馬県交通事故相談所の案内

交通事故による賠償問題や保険などの各種相談に無料で応じます。相談内容については秘密厳守します。

《相談時間》 月～金(祝日・年末年始を除く) / 9:00～15:30

《相談方法》 面接のほか、電話でも相談に応じます。

《電話》 027-243-2511

《所在地》 群馬県庁20階

《ホームページ》 群馬県 <http://www.pref.gunma.jp>

「交通事故相談所の案内」でサイト内検索

